

令和6年4月1日
広島地域連携センター

台風等非常時における公開講座の中止等の対応について

台風等の非常時には受講者の皆さまの安心・安全のために公開講座を中止することがありますのでご了承ください。広島地域連携センター開講講座の取扱いについては以下のとおりです。

(1) 講座開始前の中止

講座開始2時間前～講座開始の時点で次の事由が発生している場合には、公開講座の開催を中止します。

① 気象警報発令に伴う中止

- ・気象庁から講座会場の所在市町に「暴風警報」、「大雪警報」、「暴風雪警報」、「特別警報」、「津波警報」又は「大津波警報」のいずれかが発令された場合
- ・気象庁から講座会場の所在市町に「大雨警報」と「洪水警報」の両方が発令された場合
- ・自治体から会場のある地区に「避難指示」（警戒レベル4）以上が発令された場合

② 公共交通機関の運休に伴う中止

- ・広島電鉄の電車（1・3・5号線）・バス（12号線（戸坂～仁保方面））及び「都市循環線（まちのわループ）・広島みなと新線」（301・302・311・312・341・342号線）のすべてが運行を停止した場合（運行停止が発表された場合を含む。）
- ・JR広島駅発着の鉄道全路線のすべてが運行を停止した場合（運行停止が発表された場合を含む。）

③ 地震の発生に伴う中止

- ・講座会場の所在地区において「震度5強」以上の地震が発生した場合

(2) 講座開始後の中止

講座開始後に上記(1)①～③の講座中止事由が発生した場合には、その時点で講座継続を中止します。

※会場が広島市内の場合、JRの運行停止についても情報提供します（途中退席可）。

(3) 有料公開講座の受講料の返還

上記（1）①～③により有料の公開講座が中止と場合には、受講料のうち中止となった講座相当分を返還します。この場合には該当者に別途メール又は郵便でお知らせします。